

堺市高齢者紙おむつ給付事業の登録業者募集について

「堺市高齢者紙おむつ給付事業実施要綱」(別紙1)により紙おむつを給付するにあたり、「堺市高齢者紙おむつ給付事業登録業者に関する基準」(別紙2)に基づき登録業者を募集します。

1. 応募資格

(1) 堺市物品供給、委託業務等入札参加有資格者一覧に登録しており、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていないこと。

または、登録申請日において、引き続き1年以上事業を営んでおり、法人税または所得税及び消費税(地方消費税を含む。)並びに堺市税を滞納していない者であること。

(2) 本事業と同様事業の実績があること。

(3) 堺市内に本社、支社、事業所のいずれかを有していること。

2. 申請について

(1) 申請場所

地域包括ケア推進課に提出してください。

(2) 申請書類

① 堺市高齢者紙おむつ給付業者登録申請書

② 堺市高齢者紙おむつ給付事業取扱商品表

③ 利用者配布用カタログ(1部)

④ 事業者(法人)の概要(設立年月日、事業内容、組織図等がわかる資料)

⑤ 紙おむつの取り扱い実績のわかる資料(売上等)

⑥ 入札参加有資格者一覧に登録していない場合は、

(ア) 法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。)の納税証明書(その3の3)

(イ) 同意書

3. 業務概要

① 利用者へ紙おむつの配送(「様式4 給付券」と商品との引き換え。「様式8 実績記録票」の利用者確認。)

② 地域包括ケア推進課への報告、請求(「給付券」「実績記録票」「様式9 実績報告書」)
「実績報告書」については、電子データにおいても提出すること。

③ 利用者からの発注対応

④ 商品説明等の利用者対応

⑤ 利用者配布用カタログの作成

市から利用者への配布を希望する場合は、新規利用者に対して配布しますので、必要部数(1,000部を予定)を地域包括ケア推進課まで提出すること。

4. 登録の決定について

地域包括ケア推進課において審査のうえ、申請から1週間を目途に登録の可否について通知します。

堺市高齢者紙おむつ給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自宅又は病院等で紙おむつを使用する高齢者の福祉の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図るため、当該高齢者に対し紙おむつを給付すること（以下単に「給付」という。）について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱により給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（介護保険法（平成9年法律第123号）により介護保険施設に入所し、おむつ給付を受給できる者を除く。）のうち、市町村民税非課税世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯を除く。）に属するものとする。

(1) 本市の区域内に居住し、かつ、住所を有する者

(2) 年齢65歳以上の者で、別表第1に定める基準に該当するもの

(申請)

第3条 対象者は、給付を受けようとするときは、堺市高齢者紙おむつ給付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、前年度において給付を受けていた者について、別段の意思表示がないときは、前年度と同様の申請があったものとみなす。

2 前項に規定する申請は、対象者の扶養義務者又はその他の同居の親族（以下「扶養義務者等」という。）が対象者に代わってすることができる。

(決定、通知及び給付券の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を調査し、調査書（様式第2号）を作成の上、給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、堺市高齢者紙おむつ給付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、給付の決定をした者（以下「給付決定者」という。）に対し、堺市高齢者紙おむつ給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

4 給付券の交付は、1月につき1枚を単位とし、3月、6月、9月及び12月に交付する月の翌月分から3月分を一括交付する。

5 給付券の有効期限は、給付月の末日までとする。

6 新たな給付決定者に給付券を交付する場合、給付決定のされた日の属する月からその月以降の最も早く到来する一括交付の月までの分を交付するものとし、初月分の有効期限は当該給付決定のされた日の属する月の翌月末までとする。

(給付券による給付)

第5条 給付決定者は、別に定めるところにより、この要綱による紙おむつの配送を行うものとして本市の登録を受けた事業者（以下「登録業者」という。）に給付券を提出して給付を受けることができる。

2 給付券による給付は、1枚につき1回限り受けることができ、その上限額は1枚につき9,000円とし、3枚まで同時に使用することができるもの

とする。

(入院している者等に係る特例)

第6条 市長は、医療機関に入院中である等、おむつの使用に係る制限がある場合その他医療機関等の事情により、この要綱による給付を受けることができない給付決定者については、紙おむつの給付に代えておむつの購入（レンタルを含む。）に要した費用（以下「購入費等」という。）を支給することができる。ただし、1月につき9,000円を上限とする。

2 前項の規定により購入費等の支給を受けようとする者は、堺市高齢者おむつ購入費等支給請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）に別表第2左欄に掲げる各月分の購入費等の領収書を添付して、それぞれ同表右欄に定める請求期間内（当該請求期間内に請求できなかったときは、次回の請求期間内）に市長に請求しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、給付決定者は、事故等の事由により請求期間内に前項の規定による請求をすることができない場合は、扶養義務者等に対し購入費等の請求に係る権限を委任することができる。

4 市長は、前2項の規定による請求があった場合は、請求書及び領収書の内容を確認の上、適当と認めたときは、原則として請求のあった日の属する月の翌月の10日までに購入費等を支払うものとする。

5 給付決定者は、同一の月に給付券による給付と購入費等の支給を受ける場合は、当該月のそれぞれの額を合算した額が9,000円を超えない範囲内で、給付又は支給を受けることができる。

(届出義務)

第7条 給付決定者又は扶養義務者等は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、堺市高齢者紙おむつ給付申請内容変更・給付辞退届出書（様式第6号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 介護保険施設に入所したとき。

(3) 生活保護法による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯に属することとなったとき。

(4) 第3条の申請書の記載事項について変更が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱による給付を必要としなくなったとき。

(給付決定の取消し)

第8条 市長は、給付決定者が前条各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するとき又は虚偽の申請その他不正な行為により給付決定若しくは給付（第6条の規定による支給を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該給付決定を取り消し、その旨を堺市高齢者紙おむつ給付決定取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、既に給付を受けているときは、その者に対し、当該給付に係る額の全部又は一部に相当する金額の返還を請求することができる。

(登録業者への支払)

第9条 登録業者は、第5条第1項の規定により給付券の提出を受けたときは、堺市紙おむつ給付実績記録票（様式第8号。以下「実績記録票」という。）に必要な事項を記載し、給付決定者の確認を受けなければならない。

2 登録業者は、市長に対して給付に係る費用を請求するときは、給付券の提出を受けた日の属する月の翌月中に請求書に給付券、実績記録票及び堺市高齢者紙おむつ給付事業実績報告書（様式第9号）を添付して請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（給付台帳）

第10条 市長は、堺市高齢者紙おむつ給付（購入費等支給）台帳（様式第10号）を作成して、給付又は購入費等の支給の状況について記帳し、及び整理するものとする。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

（堺市高齢者紙おむつ給付金要綱の廃止）

2 堺市高齢者紙おむつ給付金要綱（平成2年制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行日前に、旧要綱の規定により給付金の支給の決定を受けた者が購入（レンタルを含む。）したおむつの費用に係る給付金の請求及び支払については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

4 この要綱の施行日以後の紙おむつの給付の申請及び決定に関し必要な手続その他の行為については、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象者の基準

次の各号のいずれかに該当する者で、介護保険の要介護度が3、4若しくは5と判定されたもの又は要介護度が3、4若しくは5に相当すると市長が認めたもの

- (1) 常時床に就き、かつ、その状態が今後長期にわたって継続すると認められる者
- (2) 常時床に就いてはいないが、日常生活の大半を独力で行うことが困難な状態にあり、かつ、その状態が今後長期にわたって継続すると認められる者
- (3) 認知症と診断された者

様式第4号（第4条関係）

堺市高齢者紙おむつ給付券

給付決定番号
氏名
住所

限度額	9,000円
給付月	年 月分
有効期限	年 月 日

発行者 堺市長



様式第 8 号（第 9 条関係）

堺市紙おむつ給付実績記録票（ 年 月分）

年 月 日

給付決定番号		給付決定者氏名		受 領 印	
登録業者名					

品番	メーカー	商品名	数量	単価	金額
				合計額	円

請求額	円（上記合計額と異なる場合のみ記入すること。）
-----	-------------------------

堺市高齢者紙おむつ給付事業登録業者に関する基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、堺市高齢者紙おむつ給付事業実施要綱（平成 23 年制定。以下「給付要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録業者について必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第 2 条 登録を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 堺市物品供給、委託業務等入札参加有資格者一覧に登録しており、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていないこと。または、登録申請日において、引き続き 1 年以上事業を営んでおり、法人税または所得税及び消費税（地方消費税を含む。）並びに堺市税を滞納していない者であること。
- (2) 本事業と同様事業の実績があること。
- (3) 第 3 条に規定する運営指針を実施できること。
- (4) 堺市内に本社、支社、事業所のいずれかを有していること。

(紙おむつ給付事業の運営指針)

第 3 条 紙おむつ給付事業の運営指針は、次のとおりとする。

- (1) 堺市高齢者紙おむつ給付事業（以下「給付事業」という。）の対象となる紙おむつは次のとおりとする。
 - ア パンツタイプ
 - イ テープタイプ
 - ウ フラットタイプ
 - エ 尿とりパッド
- (2) 事業者が設定する紙おむつの単価には、給付事業の実施に係る全ての費用を含むこと。
- (3) 事業者は、高齢者にわかりやすい給付決定者配布用カタログを作成すること。
- (4) 事業者は、紙おむつの注文の受け付けを電話、ファックス及び電子メール等で行い遺漏なく対応すること。
- (5) 事業者は、注文受け付け後、概ね 1 週間以内に紙おむつを給付決定者に配送すること。その際、給付決定者から給付券を受領し、実績記録票に必要な事項を記載して給付決定者の確認を受けること。
- (6) 事業者は、給付要綱様式第 9 条堺市高齢者紙おむつ給付事業実績報告書を電子データにおいても提出すること。
- (7) 事業者は、紙おむつの取扱い方法や商品等について適切な助言、指導を行う体制を整えること。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする事業者は、堺市高齢者紙おむつ給付業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 堺市高齢者紙おむつ給付事業取扱商品表(様式第2号。以下「商品表」という。)
- (2) 給付決定者配布用カタログの原案
- (3) 事業者の概要(パンフレット等)
- (4) 本事業の実績のわかる資料
- (5) その他登録に関し長寿社会部長が必要と認める書類

(登録申請及び商品変更の届出期間)

第5条 登録申請及び商品変更の届出期間については、4月1日～4月30日及び10月1日～10月31日の年2回とする。

(登録の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、堺市高齢者紙おむつ給付業者登録決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 前条の規定による登録決定を受けた業者(以下「登録業者」という。)は、登録内容に変更を生じたとき又は登録を廃止する場合は、堺市高齢者紙おむつ給付業者登録変更(廃止)届出書(様式第4号)により、速やかにその旨を市長に届けなければならない。なお、商品表に記載された内容に関する変更については、第5条に規定する期間に届出をして、商品表を添付することとする。

(調査及び指導)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、登録業者に対し、紙おむつの給付について報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、登録業者に紙おむつの給付に関して適当でないと認める部分があるときは、当該登録業者に対して改善指導を行うものとする。

2 市長は、前項の改善指導において改善が認められるまでの間は、紙おむつ給付事業の中止を命ずることができる。この場合において、市長は、あらかじめ書面をもって登録業者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に該当しなくなったとき。
- (2) 請求に関し不正があったとき。
- (3) 登録業者が、不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、給付事業の実施等に関し、不正又は著しく不当な行為があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が登録業者として適当でないと認める
とき。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。